

プラスウォーター割引

[付帯契約型]
(選 択 約 款)

2019年6月1日実施

山口合同ガス株式会社

目 次

1. 約款の適用	1
2. 選択約款の変更又は廃止	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	1
7. 契約の変更又は解約	1
8. その他	2
付 則	
1. 実施の期日	2
(別 表)	3
1. 主契約	3
2. 割引額	3

1. 約款の適用

この選択約款は、4に定める適用条件を満たすお客さまが適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更又は廃止

当社は、この選択約款の変更又は廃止を必要と判断した場合、この選択約款を変更又は廃止することがあります。変更の場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」とは、主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、この付帯契約の対象となる契約で、別表1に定めるいずれかの契約をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たす場合に適用いたします。

- (1) 当社と主契約に基づく契約を締結していること。
- (2) ガス使用場所と同一需要場所において、当社を販売代理店とするコスモウォーター水宅配サービス（以下、「水宅配サービス」といいます）を契約していること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、お客さまがガス使用場所と同一需要場所において水宅配サービスの申し込みを行い、その契約が成立したことを当社が確認できた日（以下、「契約日」といいます）に成立いたします。
- (2) この選択約款に関する契約の適用開始日は、契約日以後最初の検針日の翌日といたします。ただし、新たにガスの使用を開始された場合で、既に水宅配サービスの契約が成立している場合は、新たにガスの使用を開始された日からとします。
- (3) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）に基づく料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 料金

この選択約款を適用した場合の税抜料金は、主契約の税抜料金から別表2に定める割引額を差し引いた額といたします。

7. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2の定めによりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (3) 主契約又は水宅配サービスの契約を解約された場合は、その解約日をこの選択約款の解約日といたします。

8. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、2019年6月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 主契約

当社が定めるガス小売契約のうち、ガス灯契約、大口供給契約、業務用特別供給契約以外のもの。

2. 割引額

割引額は次のとおりといたします。

金額	200 円
----	-------

ただし、一般ガス供給約款 22 (4) の規定により税抜料金の日割計算をする場合、割引額についても、日割計算により算定いたします。この場合、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り上げます。